

Ⅱ 教育に関する事務の点検・評価について

1 趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律（以下、「改正法」）が施行され、各教育委員会においては、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

また、平成27年3月には、改正法により、地方公共団体の長が、地域の実情に応じて当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。（冒頭の教育目標、基本方針及び施策方針は大綱による。）

蟹江町教育委員会は、年度当初に策定した方針をもとに、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、令和5年度の教育委員会の点検・評価を実施し、その結果をまとめましたので公表します。

2 点検・評価の対象

蟹江町教育委員会事務局（教育部）は、教育委員会が管理・執行している事業及び教育長に委任している事務を担当しています。

教育課は、蟹江町立小・中学校の教育全般を、給食センターは、学校給食の全般を、生涯学習課は、生涯学習・歴史民俗・生涯スポーツなどを、図書館は、図書の購入・貸し出しなどを担当し、それぞれ事務事業の充実を目指し取り組んでいます。これらの取り組みの状況に対して、点検・評価を行います。

3 学識経験者の知見の活用

点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、下記の方より点検・評価の結果に対するご意見をいただきました。

氏 名	職 名
西 田 拓 郎	名古屋芸術大学 教育学部教授

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員などに委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。